
四国ブロック災害廃棄物対策行動計画
(広域連携計画)

令和8年3月

災害廃棄物対策四国ブロック協議会

目 次

はじめに.....	1
I. 本計画の目的及び位置づけ.....	3
1. 本計画の目的.....	3
2. 本計画の位置づけ.....	3
3. 協議会の基本的な役割.....	5
II. 対象とする災害.....	7
1. 南海トラフ地震などによる地震災害.....	8
2. 豪雨災害.....	9
III. 大規模災害発生時における広域連携対応.....	10
1. 基本的な考え方.....	10
2. 広域連携による対応.....	12
3. 広域連携による災害廃棄物の受入れ（処理支援）.....	28
4. 四国ブロックの災害廃棄物処理に関して留意する点.....	30
5. 地域ブロックをまたぐ連携.....	31
6. ブロックを超えた広域輸送.....	35
7. 関連する各種制度との連携.....	37
IV. 大規模災害発生時の災害廃棄物の円滑な処理に向けた平時の取組.....	40
1. 県が取り組むこと.....	40
2. 市町村が取り組むこと.....	40
3. 中国四国地方環境事務所が取り組むこと.....	41
4. 四国ブロック協議会が取り組むこと.....	41
V. 本計画の点検・見直し.....	43
VI. 資料編	

はじめに

東日本大震災以降、政府全体で防災・減災対策が進められ、災害発生時に廃棄物対策では、国土強靱化基本計画（平成30年12月14日閣議決定）南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和元年5月31日中央防災会議決定）等において、①災害廃棄物処理計画の策定促進、②実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成、③仮置場の確保の推進、④迅速な災害廃棄物の処理が可能となる施設や体制の整備を進めるなどが重要な課題として位置づけられている。

この間、環境省において災害廃棄物対策指針（平成26年3月策定、平成30年3月改定）、大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（平成27年11月）（以下「行動指針」という。）の策定等を行うとともに、災害対策基本法や廃棄物処理法の改正等を通じて、①災害対策に係る国の司令塔機能の強化、②国、地方公共団体、民間事業者の役割の明確化、③大規模災害発生後の適正処理に係る方針の明確化等が行われている。また、「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」、防衛省・自衛隊との連携を定めた「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」などのマニュアル類の作成、及び災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）など災害対応の実効性確保に向けた取組が進められている。地方公共団体においては、災害廃棄物対策指針等を活用しつつ、災害廃棄物処理計画の策定・改定に向けた取組等が進められているところである。

「大規模災害発生時における四国ブロック災害廃棄物対策行動計画」は、四国ブロック（徳島県、香川県、愛媛県、高知県の範囲をいう。）において、単独自治体では対応が難しい大規模な災害（風水害、地震災害等）が発生し、県境を越えた連携が必要となった場合に、四国ブロック内の関係者が共通認識の下、それぞれの役割分担を明確にし、連携しながら災害廃棄物対策を実施するための基本的な考え方や対応方針を示すため、平成30年3月に策定された。その後、四国ブロックでは、平成30年7月豪雨をはじめ多くの災害に見舞われ、県境をまたいだ広域的な支援等も行われてきた。このような経験や教訓等を踏まえ、災害廃棄物に係るブロック内の広域連携の重要性を改めて認識し、令和4年3月に計画を改定した。

近年は、令和6年能登半島地震などの地震災害をはじめ、気候変動により日本全国で気象災害が頻発化しており、その被害も激甚化する傾向が見られている。各自治体における災害廃棄物処理計画の策定等が進んできたことも踏まえると、災害廃棄物の効果的かつ円滑な処理のために、災害廃棄物対策四国ブロック協議会（以下「四国ブロック協議会」という。）として、県境を越えた広域処理に焦点を当てた手順等を、最新の状況等を踏まえ検討し、四国ブロック内の関係者間で共有する必要がある。

このため、四国ブロック協議会にて、マネジメント・サイクルに基づき、本計画の改善箇所の抽出・整理及び見直しについて必要な検討を行い、今般、「四国ブロック災害廃棄物対策行動計画（広域連携計画）」（以下「本計画」という。）へ改定を行った。

なお、本計画は現時点における県及び市町村の状況や四国ブロック協議会での協議内容を踏まえ改定したものであり、今後の協議会における議論、本計画に基づく訓練の成果等を踏まえ、継続して点検・見直しを行うものとする。

I. 本計画の目的及び位置づけ

1. 本計画の目的

本計画は、災害廃棄物の適正処理を実現するため、県境を越える災害廃棄物処理やそれに必要な支援を円滑かつ迅速に行い、四国ブロック内での広域連携の基本的な考え方や手順等について定めるとともに、地域ブロック間連携についても一定の整理を行いつつ、平時においては、四国ブロック内での被災経験等や災害廃棄物対策に関する情報の共有、四国ブロック協議会及び図上訓練等を通じた関係者間の連携強化を図るための取組を定めることで、円滑かつ迅速な災害廃棄物の広域連携体制の構築に資することを目的とする。

2. 本計画の位置づけ

(1) 本計画について

災害廃棄物の処理は市町村が行う固有事務として位置づけられており、極力自らの地域内において処理を行うことが求められる。一方、大量の災害廃棄物が発生する場合には、被災地域のみで円滑かつ迅速に処理を行うことは極めて困難であり、市町村や県を越えた広域的な協力・連携の下での処理が必須となる。

このため、大量の災害廃棄物の発生が想定される場合には、まずは被災市町村における災害廃棄物処理計画等に基づく処理、次いで当該県内での処理、さらには地域ブロックでの広域処理等をそれぞれの状況及びその地域の処理能力に適切に組み合わせた上で、重層的な対応を行うことが基本となる。

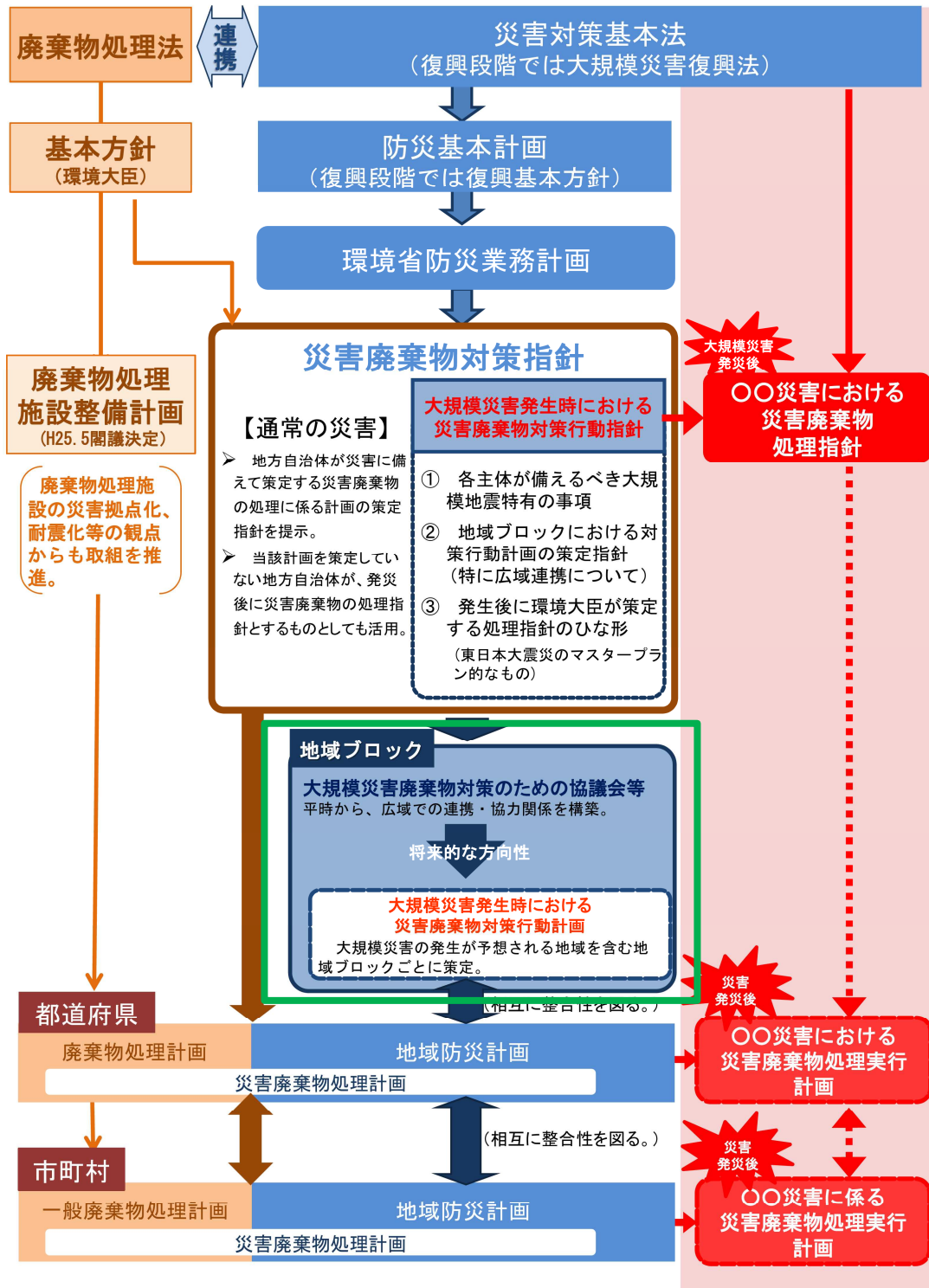
本計画では、このうち、地域ブロックでの広域処理に焦点を当て、四国ブロックにおいて県域を越えた連携が必要な規模の災害が発生した場合や、発生する災害廃棄物の量が県域内で処理困難な場合に備え、四国ブロック内の関係者との広域的な連携の考え方や手順等を示す。また発災時には、本計画に基づき行動することにより、広域に渡る円滑かつ迅速な災害廃棄物処理に係る連携・協力体制の確立が行えることを目指す。

本計画は、四国ブロック協議会での合意に基づき策定し、本協議会での議論を経て見直しを行い、必要に応じて改定を行うものとする。

なお、四国ブロック内での対応が困難となった場合等に備え、隣接ブロック等との広域的な連携についても、本計画において一定の方向性を示す。特に、中国ブロックとは、平時より本計画について情報共有を行い、災害発生時に地域ブロックを超える連携が必要となった場合には、相互の協力に向けた必要な調整を行う。また、そのほかの地域ブロックとの協力体制についても検討を行う。

被害範囲が単一の県域を超えない規模の災害であっても、発生する災害廃棄物の量が県域内で処理困難な場合には、本計画に準じて臨機応変に連携して対応する。本計画の位置づけは、図表 1 に示すとおりである。

図表 1 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置づけ



出典：「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」(平成27年11月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)

(2) 県及び市町村の災害廃棄物処理計画との連携

四国ブロック内の県及び市町村は、災害廃棄物処理計画の策定及び改定に当たって、本計画との整合を図るため、必要な相互調整を県は四国ブロック協議会事務局と、市町村は県と行うものとする。また、本計画に基づく県境を越える広域連携体制の構築等における相互の連携・協力についての記載を検討する。

3. 協議会の基本的な役割

中国四国地方環境事務所が中心となって設置した四国ブロック協議会は、県、市、民間団体、有識者、国の機関からなる。四国ブロック協議会では、平時より災害廃棄物対策について情報共有や円滑な廃棄物処理に向けた協議を行い、災害発生時の災害廃棄物対策に向けた備えを行うとともに、災害発生時には迅速な広域支援を実施する。具体的には、図表 2 のような役割を担う。

図表 2 四国ブロック協議会の役割

平時	<ul style="list-style-type: none"> ○本計画の目的を達成するために活動する。 ○四国ブロックの状況に応じて本計画を改定する。 ○国、県、市町村等の連携・協力体制の構築に加え、廃棄物処理業界の民間事業者等との協力体制を構築する。 ○廃棄物業界のほか、土木・建設関連事業者等災害廃棄物処理に際して連携・協力が可能な民間事業者と、円滑な災害廃棄物処理に向けて、本計画等について情報共有を行う。 ○関係者のスキル向上や連携強化のため、セミナーや合同訓練を定期的に継続して実施する。 ○発災後の情報を集約等、四国ブロック協議会等の運営・協議方法についても検討する。
災害発生時	<ul style="list-style-type: none"> ○中国四国地方環境事務所が四国ブロック管内の被災自治体等から被災状況に関する情報を集約し、共有する。 ○災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理の実施に向けて、本計画等を踏まえた広域的な連携を実施する。

図表 3 災害廃棄物対策四国ブロック協議会設置規程（抜粋）

<p>(活動内容)</p> <p>第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について活動するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 各構成員が実施又は検討している災害廃棄物対策に関する情報の共有 二 四国ブロック以外で実施又は検討されている大規模災害時の災害廃棄物対策に関する情報の共有
--

- 三 大規模災害時の災害廃棄物対策に関する連携の検討
- 四 一から三の活動に関する調査
- 五 その他必要な事項

また、四国ブロック協議会における具体的な達成目標は図表 4に整理している。なお、本目標は今後の四国ブロック協議会での議論やブロック管内での災害廃棄物処理に係る状況等を踏まえ、適宜見直すものとする。

図表 4 四国ブロック協議会の達成目標

目標 1	各主体での事前準備のあり方の検討・情報共有を行い、四国ブロック管内での広域合同訓練を通じた継続的なPDCAを実施することで、災害発生時の災害廃棄物処理の実施における、四国ブロック管内の各主体の広域的な応援・受援が可能となるよう関係性を強化する
目標 2	災害廃棄物処理業務は『生活再建の第一歩』であり、自治体、民間事業者、地域住民等の多様な主体との連携が不可欠であることを、本協議会が構成員及び四国ブロック内の自治体等に対し随時情報発信・普及啓発を行うことで、広く認知させ、平時からの連携強化を図る
目標 3	被災経験自治体職員、災害廃棄物対策専門家、支援事業者等の災害廃棄物対策従事経験者からなる人的ネットワークを形成・強化し、災害発生時に災害廃棄物処理の広域的な支援に向けて協働できる体制を構築する

図表 5 広域連携について（協働できる体制の構築）

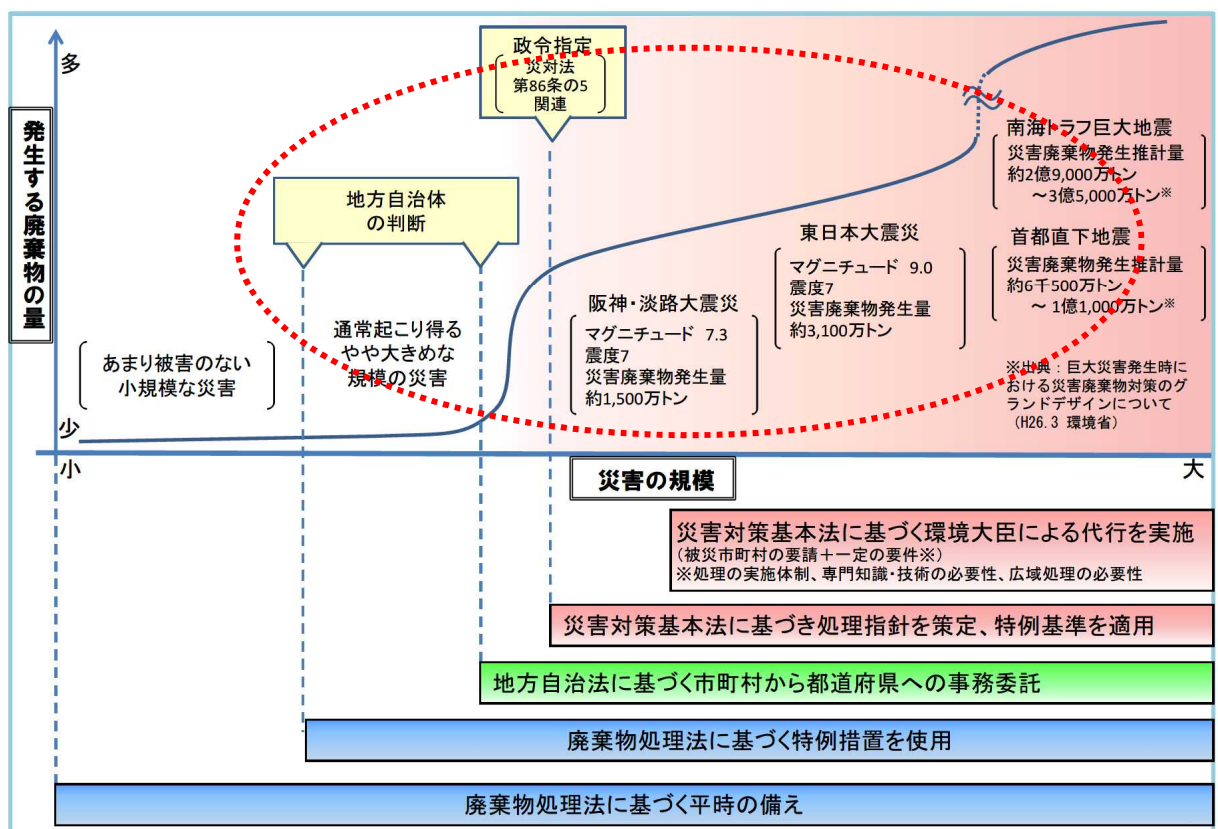
本行動計画における『広域連携』は、人的ネットワークを通じた『人的支援』、災害廃棄物を収集・運搬する「パッカー車やトラックなどの車両」、行政境を超えた広域輸送後の「処理施設での受入れ」、仮置場での分別後の処理フローに基づく「リサイクル対応」など、『物的支援』を含めた連携体制の構築を想定する。

II. 対象とする災害

本計画は、図表 6に示すように、南海トラフ地震等の巨大災害を含め、被災した県内のみでは災害廃棄物処理が困難となった場合の災害を対象とすることを基本とする。

また、本章に示す災害以外でも県域を越えた被害が生じる災害や被害範囲が単独の県内にとどまる災害であっても広域連携が必要となる災害が発生する可能性がある。このような場合においては、本計画に準じた対応を行うことを基本としつつ、災害の規模や被害状況に応じた柔軟な対応を行うこととする。

図表 6 本計画が対象とする災害の規模イメージ



出典：「災害廃棄物対策情報サイト 災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方」（環境省）

1. 南海トラフ地震などによる地震災害

南海トラフ地震により全国的に大規模な被害が生じることが想定されており、四国ブロックでは特に甚大な被害が発生する可能性があり、災害廃棄物等発生量は、図表 7及び図表 8のように想定ケース及び条件によって複数の推計がなされている。ここでは、四国地方が大きく被災するケースのうち発生量が最も少ないものと最も多いものを整理した。

図表 7 南海トラフ地震により四国地方が大きく被災するケース（地震動：基本ケース、津波ケース④、冬・深夜、平均風速）の災害廃棄物等発生量

	災害廃棄物等発生量(万トン)				
	災害廃棄物			津波堆積物	合計
	解体廃棄物	片付けごみ及び公物等			
鳥取県	-	-	-	-	-
島根県	-	-	-	-	-
岡山県	約 200	約 200	約 30	約 20	約 200
広島県	約 300	約 200	約 70	約 60	約 400
山口県	約 60	約 50	約 10	約 40	約 100
徳島県	約 1,400	約 1,000	約 500	約 300	約 1,700
香川県	約 300	約 200	約 50	約 100	約 400
愛媛県	約 1,000	約 600	約 400	約 200	約 1,200
高知県	約 2,400	約 1,300	約 1,000	約 400	約 2,700

出典：「南海トラフ巨大地震最大クラス地震における被害想定について【定量的な被害量】（令和7年3月）」中央防災会議 防災対策実行会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ

図表 8 南海トラフ地震により四国地方が大きく被災するケース（地震動：陸側ケース、津波ケース④、冬・夕、風速8m/s）の災害廃棄物等発生量

	災害廃棄物等発生量(万トン)				
	災害廃棄物			津波堆積物	合計
	解体廃棄物	片付けごみ及び公物等			
鳥取県	約 10	約 10	-	-	約 10
島根県	約 10	約 10	-	-	約 10
岡山県	約 700	約 500	約 200	約 20	約 700
広島県	約 700	約 600	約 100	約 60	約 800
山口県	約 100	約 100	約 30	約 40	約 200
徳島県	約 2,100	約 1,400	約 700	約 300	約 2,400
香川県	約 900	約 600	約 300	約 100	約 1,000
愛媛県	約 2,800	約 1,700	約 1,100	約 200	約 3,000
高知県	約 3,200	約 1,800	約 1,400	約 400	約 3,600

出典：「南海トラフ巨大地震最大クラス地震における被害想定について【定量的な被害量】（令和7年3月）」中央防災会議 防災対策実行会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ

2. 豪雨災害

豪雨災害によるブロック全体に被害を及ぼす災害の被害想定はない。平成30年7月豪雨では愛媛県を中心に大きな被害が発生した。その時の災害廃棄物発生量は下記のとおりである。

図表 9 平成 30 年 7 月豪雨における災害廃棄物発生量

県名	災害廃棄物発生量
愛媛県	252,617 t

出典：「平成30年7月豪雨に係る災害廃棄物処理の記録」愛媛県（令和3年3月）

図表 10 （参考）平成 30 年 7 月豪雨における中国ブロックでの災害廃棄物発生量

県名	災害廃棄物発生量
岡山県	440,900 t
広島県	1,207,002 t

出典：「平成30年7月豪雨災害に係る災害廃棄物処理等の進捗状況について（最終報）」岡山県（令和2年7月25日）

「災害廃棄物の処理状況について」広島県（令和3年6月）

Ⅲ. 大規模災害発生時における広域連携対応

1. 基本的な考え方

災害が発生したとき、被災市町村及び被災県、民間団体は基本的にはまず自組織内の体制を確立し、被災状況を収集・整理し、国及びブロック内の被災していない自治体、関係機関との連携体制を構築することとなる。被災した自治体内での災害廃棄物処理については、各自治体で策定している災害廃棄物処理計画等に基づき、関係機関等と連携・協力しつつ対応することとなる。

四国ブロック協議会においては、被災状況に係る情報収集等を進めていく中で、災害廃棄物が多量に発生することが判明した場合又はそのおそれがある場合や、被災自治体内だけでは災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理が困難であると判断された場合等には、広域的な支援を行うため、速やかな連携体制の構築に向けた四国ブロック内での調整を開始する必要がある。このような場合には、四国ブロック協議会構成員等は、本計画に基づき、発災直後から四国ブロック内外の各組織からの支援が本格化するまでの期間、①被災状況の迅速な情報収集・共有、及び②四国ブロック内の応援自治体がニーズに沿った支援を迅速に行うための広域連携体制の構築を行うことを基本とする。なお、災害廃棄物処理に関して、各自治体と民間団体（産業廃棄物資源循環協会等関係団体）と協定等を締結している場合は、当該協定等に基づき連携することを基本とする。

本計画では、発災直後から応援が本格化するまでの期間を時系列に応じて3段階に分け、各段階における連携手順等について整理した。各段階の概要を図表 11に示す。

本計画においては、迅速な対応が必要な第3段階までの活動に関して整理している。

図表 11 災害発生時における連携体制構築に向けた各段階の状況

第1段階	発災直後 被害は大きい模様であるが広域支援の必要性を判断できていない状況 (支援に入った後に、広域支援が不要になることもよしとする)
第2段階	発災直後から1週間程度の連携体制 災害廃棄物が多量に発生することが判明した段階 (四国ブロック内での災害廃棄物処理の本格的な広域連携による支援)
第3段階	発災後約1週間～1か月程度以内の連携体制 四国ブロック外からの各組織による支援が本格化する段階

災害廃棄物処理に係る広域連携体制については、まずは被災市町村による処理、次いで県内他市町村による処理、そして四国ブロック内（協定等に基づき支援を行

う市町村・県等を含む)での広域的な処理、さらには複数の他ブロックにわたるより広域的な処理を、被災状況及び処理能力等に応じて適切に組み合わせた上で、円滑かつ迅速な処理を目指す。

発災直後からの先発隊による情報収集やオンライン会議等による情報共有を実施し、本計画に基づく四国ブロック内の広域連携が必要となった場合は、被災状況や被災自治体からの要請等を考慮し、四国ブロック協議会事務局が主体となって、被害が報告されていない又は比較的被害が小さく応援可能な自治体等から、被災自治体との距離等を勘案して、マッチングを行う。

災害時の支援としては、本計画に基づく広域支援のほかに、環境省の「災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）」の活用による全国的な支援や、「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」（環境省・防衛省、令和2年8月策定）に基づく支援等も想定される。各施策に基づき支援を行う期間や内容等も異なるため、四国ブロック協議会として段階ごとにそれぞれの支援策との連携を可能な範囲で図りつつ、必要な支援を行うものとする。特に、四国ブロック協議会事務局は、人材バンク等他の支援施策との連携について、本省や被災自治体等と連携して情報集約を行い、必要に応じて四国ブロック構成員へ情報提供することで、適宜の情報共有を図る。また、南海トラフ地震など大規模災害が発生した際には、迅速な支援が見込めないことが考えられるため、オンライン会議システムを積極的に活用する。

さらに、迅速な災害廃棄物処理のためには、人的支援だけでなく、四国ブロック内の資機材や廃棄物処理施設の活用も検討する必要がある。発災時にこのような検討を円滑に行うためには、平時から関係団体等との情報共有が重要である。このため、四国ブロック協議会においては、四国ブロック内で災害廃棄物の処理に協力が可能な施設や資機材等について、平時から必要に応じて関係者間で情報共有を進めるとともに、発災時はこのような情報に基づき迅速な連携体制構築に向けた調整を行う。

2. 広域連携による対応

(1) 広域連携の3段階の概要

	第1段階	第2段階	第3段階
想定タイムライン	発災直後	発災直後から 1週間程度	概ね1週間から 1か月程度
基準 (主なもの)	各地の気象関係情報及び 大津波警報等から大きな 被害が想定される場合 震度6強以上 県からの応援要請 等	1つでも定格処理能力 100t/日程度以上の処理 施設が稼働不能 被災県において県内 広域連携による災害 廃棄物対応が実施され た場合 等	第2段階で収集した 情報により災害廃棄物 の対応が長期化する 見込み 等
主な活動	被害状況報告 先発隊の派遣 被害状況の共有 応援要請	被害状況報告 応援要請 応援活動実施	被害状況共有 応援活動実施
次段階への 移行判断基準	1つでも処理施設が稼 働不能となった場合 災害廃棄物発生量が多 量である見込みの場合 大規模地震等明らかに 被害が大きい場合	広域連携の継続が必 要と判断	—

(2) 第1段階

① 基本的な考え

第1段階は、発災直後であり、報道等により被害は大きい模様との情報を把握しているが詳細は不明のため、被災自治体等において広域支援の必要性を判断できていない段階であると想定される。このような段階においては、被災自治体からの早期段階での応援要請と、先発隊*派遣による早急な被災情報の収集が重要である。このため、被災自治体は、結果的に応援が不要となることを恐れずに、被害が大きく広域連携が必要となる可能性がある場合は、四国ブロック協議会事務局(以下「事務局」という。)に応援要請を行うとともに、事務局は、早急な先発隊の派遣を行う。

※先発隊は中国四国地方環境事務所の職員の派遣を基本とするが、必要に応じて、中国四国地方環境事務所の要請により非被災自治体の職員等自治体の職員も同行することができる。

② 想定タイムライン

発災直後

※あくまでも目安であり、被害の規模により柔軟に対応

③ 第1段階の基準

次のいずれか又は複数の条件を満たす場合、中国四国地方環境事務所は本行動計画における第1段階であると判断する。

【基本的な考え方】

被害は大きい模様であるが広域支援の必要性を判断できていない状況
(支援に入った後に、広域支援が不要になることもよしとする)

- 各地の気象関係情報(震度情報や津波浸水状況、台風規模や降雨量、風速等)等から大きな被害が想定された場合
- ブロック内に津波警報が発表された、又は津波到達情報があり、大きな被害が想定された場合
- ブロック内のいずれかの地域に震度6強以上の揺れを観測した場合
- 情報が十分に入手できない地域がある場合(被害が大きいため情報が入らない可能性がある)
- 県から中国四国地方環境事務所に応援要請があった場合
- その他、中国四国地方環境事務所所長が必要と判断した場合

④ 活動の流れ

活動項目	活動主体	概要
被害状況報告	市町村	<input type="checkbox"/> 県に被害状況を報告 <input type="checkbox"/> 住民への分別と排出に関する広報
	県	<input type="checkbox"/> 県内市町村の被害状況をまとめ中国四国地方環境事務所に報告 ※資料編「四国ブロック内の広域連携に使用する様式集」参照
先発隊の派遣	中国四国地方環境事務所	<input type="checkbox"/> 被害が大きいと想定される自治体に先発隊を派遣 <input type="checkbox"/> 必要に応じてオンライン会議システムによる助言
被害状況の共有	中国四国地方環境事務所	<input type="checkbox"/> ブロック内の被害状況を県に共有
	県	<input type="checkbox"/> ブロック内の被害状況を県内市町村に共有
応援要請	被災県 被災市町村	<input type="checkbox"/> 被害が大きいと想定される場合、又は被害状況を十分に把握できない場合は、必要に応じて応援要請（結果的に、広域支援が不要になることもよしとする） ※資料編「四国ブロック内の広域連携に使用する様式集」参照
広域連携の必要性について協議・判断	先発隊 被災県 被災市町村 中国四国地方環境事務所	<input type="checkbox"/> 被災状況の把握後、災害廃棄物の発生見込みや今後の災害廃棄物処理に向けた方針等について協議 <input type="checkbox"/> 多量の災害廃棄物が発生する恐れが高い場合など県域を越えた広域連携が必要と考えられる場合は、協議により第2段階へ移行することを判断（図表 12参照） <input type="checkbox"/> 協議結果を中国四国地方環境事務所は各県に速やかに情報共有

図表 12 第2段階へ移行する判断基準の例

- ◆被災自治体で1つでも定格処理能力100t/日程度以上の処理施設が稼働不能となった場合
- ◆第1段階で収集した情報により、災害廃棄物発生量が多量（当該市町村の平時の1カ月の処理量以上の発生量）である見込みになった場合
- ◆被災県において県内広域連携による災害廃棄物対応が必要と判断された場合（四国ブロック内は災害廃棄物処理体制が脆弱な自治体が多いため、県内連携による対応が実施された段階でブロック内での応援が必要と判断）
- ◆南海トラフ地震等により明らかに被害が大きい場合は、迅速に第2段階へ移行

⑤ 主な活動内容

	主な役割
被災市町村	<input type="checkbox"/> 市町村内の被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 災害廃棄物の分別・排出に関する広報
被災県	<input type="checkbox"/> 被害状況の調査 <input type="checkbox"/> 市町村との連携・情報共有
民間団体	<input type="checkbox"/> 会員事業者の被災状況を収集・整理 <input type="checkbox"/> 会員事業者の被災状況を県に報告
先発隊	<input type="checkbox"/> 被災自治体に出立 <input type="checkbox"/> 被災状況の把握 <input type="checkbox"/> 被災自治体の対応状況や体制、廃棄物処理及びし尿処理に関する情報収集 <input type="checkbox"/> 災害廃棄物の発生状況の把握
応援市町村	—
応援県	—
中国四国地方環境事務所	<input type="checkbox"/> 第1段階であると判断したことの各県への連絡 <input type="checkbox"/> 被害状況のブロック内への共有（随時） <input type="checkbox"/> 第1段階で把握できた情報、状況の本省への報告 <input type="checkbox"/> ブロック内の支援員等の被災自治体への派遣 <input type="checkbox"/> 第2段階への移行判断

※これらの活動内容は第2段階以降も継続する。

a) 南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合

南海トラフ地震等の大規模地震により被害が甚大であることが判明した直後には、次のことを行い、迅速に第2段階に移行する。また、南海トラフ地震の場合は、四国ブロック内全県が被災するため、ブロック外との連携が求められる。

主体	活動内容
被災市町村	<input type="checkbox"/> 市町村内の被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 必要な物資・人員等の不足状況の把握
被災県	<input type="checkbox"/> 被害状況の調査・集約・整理・共有 <input type="checkbox"/> 市町村との連携・情報共有 <input type="checkbox"/> 必要な物資・人員等の不足状況の確認・整理
民間団体	<input type="checkbox"/> 会員事業者の被災状況を収集・整理 <input type="checkbox"/> 会員事業者の被災状況を県に報告
先発隊 (中国四国地方 環境事務所)	<input type="checkbox"/> 被災状況の把握 <input type="checkbox"/> 被災自治体の対応状況や体制、廃棄物処理及びし尿処理に関する情報収集 <input type="checkbox"/> 災害廃棄物の発生状況の把握
応援市町村	<input type="checkbox"/> 迅速に応援職員を派遣するための準備
応援県	<input type="checkbox"/> 迅速に応援職員を派遣するための準備
中国四国地方環 境事務所	<input type="checkbox"/> 被害状況のブロック内への共有(随時) <input type="checkbox"/> 第2段階への移行判断 <input type="checkbox"/> 第1段階で把握できた情報、状況の本省への報告 <input type="checkbox"/> ブロック内の支援員等の被災自治体への派遣要請

※「応援市町村」「応援県」とは、第2段階以降で、応援に行くことが想定される市町村、県のことを指す。

b) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

南海トラフ地震臨時情報の（警戒）又は（注意）が発表された場合、自地域に被害がない場合であっても、次の対応を取る。

【南海トラフ地震臨時情報（警戒）発表時】

主体	活動内容
市町村	<input type="checkbox"/> 各組織で定められた警戒体制の構築 <input type="checkbox"/> 情報通信手段の確保 <input type="checkbox"/> 災害廃棄物処理（仮置場含む）に必要な資機材、車両、燃料の確認と確保及び津波等からの被災回避行動（車両や資機材の高台退避等） <input type="checkbox"/> 道路の被害情報及び啓開情報等の入手 <input type="checkbox"/> 災害廃棄物処理計画の再確認と実施準備 <input type="checkbox"/> （他ブロックで大規模な被害が発生している場合）広域応援の準備（応援計画等の参照）
県	<input type="checkbox"/> 各組織で定められた警戒体制の構築 <input type="checkbox"/> 情報通信手段の確保 <input type="checkbox"/> 災害廃棄物処理（仮置場含む）に必要な資機材、車両の確認及び津波等からの被災回避行動（車両や資機材の高台退避等） <input type="checkbox"/> 民間団体（産業資源循環協会、産業廃棄物協会）の事前協議、体制確認 <input type="checkbox"/> 道路の被害情報及び啓開情報等の入手 <input type="checkbox"/> 災害廃棄物処理計画の再確認と実施準備 <input type="checkbox"/> （他ブロックで大規模な被害が発生している場合）広域応援の準備（応援計画等の参照）
民間団体	<input type="checkbox"/> 情報通信手段の確保 <input type="checkbox"/> 県との事前協議、体制確認
中国四国地方環境事務所	<input type="checkbox"/> 定められた警戒体制の構築 <input type="checkbox"/> 情報通信手段の確保 <input type="checkbox"/> （他ブロックで大規模な被害が発生している場合）広域連携の準備

図表 13 （参考）南海トラフ地震臨時情報（警戒）

●南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてMw 8.0以上の地震が発生（半割れケース）の場合

【南海トラフ地震臨時情報（注意）発表時】

※（警戒）に向けた準備行動が基本となる。

主体	活動内容
市町村	<input type="checkbox"/> 各組織で定められた警戒体制の構築 <input type="checkbox"/> 情報通信手段の確認 <input type="checkbox"/> 災害廃棄物処理計画の再点検
県	<input type="checkbox"/> 各組織で定められた警戒体制の構築 <input type="checkbox"/> 情報通信手段の確認 <input type="checkbox"/> 民間団体（産業資源循環協会、産業廃棄物協会）の事前協議準備
民間団体	<input type="checkbox"/> 情報通信手段の確認
中国四国地方環境事務所	<input type="checkbox"/> 定められた警戒体制の構築 <input type="checkbox"/> 情報通信手段の確認

図表 14 （参考）南海トラフ地震臨時情報（注意）

- 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてMw 7.0以上Mw 8.0未満の地震、もしくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でMw 7.0以上の地震が発生（一部割れケース）の場合 など

(3) 第2段階

① 基本的な考え

第2段階は、発災後1週間程度までの状況であり、被害の概要が判明しつつあり、被災自治体等において災害廃棄物の大量発生が見込まれる可能性が高いと判断された段階である。このような段階においては、被災自治体からの応援要請に基づく円滑な災害廃棄物処理に向けた支援の開始と、より正確な被災情報の収集・共有が重要となってくる。このため、四国ブロック協議会としては、被災自治体からの応援要請に基づく迅速な応援職員の派遣と、正確な被災情報等の入手及び速やかな情報共有の継続を行うこととする。

この段階では、本省の調整による広域からの応援は十分に到着していない段階であり、ブロック内からの応援を中心に行う。必要に応じて、中国四国地方環境事務所が所管する中国ブロックからの応援も行う。

② 想定タイムライン

概ね発災直後から1週間程度まで

※あくまでも目安であり、被害の規模により柔軟に対応

③ 第2段階の基準

次のいずれか又は複数の条件を満たす場合、中国四国地方環境事務所は本行動計画における第2段階であると判断し、速やかにブロック内の県、及び各県を通じて市町村に連絡する。

なお、南海トラフ地震の場合は、四国全県が被災する想定であるため、速やかにブロック内連携を越えた中国ブロックを始めとするブロック外連携を開始する。詳細は、33ページの「南海トラフ地震発生の場合」参照。

【基本的な考え方】

災害廃棄物が多量に発生することが判明した段階

(四国ブロック内での災害廃棄物処理の本格的な広域連携による支援)

- 第1段階で広域連携の必要性について必要と判断された場合
 - ◆ 被災自治体で1つでも定格処理能力100t/日程度以上の処理施設が稼働不能となった場合
 - ◆ 第1段階で収集した情報により、災害廃棄物発生量が多量（被災市町村の平時の1カ月程度の処理量以上の発生量）である見込みになった場合
 - ◆ 被災県において県内広域連携による災害廃棄物対応が実施された場合（四国ブロック内は災害廃棄物処理体制が脆弱な自治体が多いため、県内連携による対応が実施された段階でブロック内での応援が必要と判断）
- その他、中国四国地方環境事務所所長が必要と判断した場合

④ 活動の流れ

活動項目	活動主体	概要
被害状況等共有	中国四国地方環境事務所	<input type="checkbox"/> 第2段階であることを各県に伝達 <input type="checkbox"/> 被災自治体の状況を継続して収集・整理 <input type="checkbox"/> ブロック内各県に状況を定期的に共有
	県	<input type="checkbox"/> 環境事務所からの情報を市町村に共有
応援要請	被災県 被災市町村	<input type="checkbox"/> 第2段階になった時点で被災市町村は県に、被災県は地方環境事務所に応援要請 ※資料編「四国ブロック内の広域連携に使用する様式集」参照 ※資料編「応援要請リスト、支援可能リスト」参照
応援の実施	応援県 応援市町村 支援員等	<input type="checkbox"/> 応援要請があった自治体は被災自治体に派遣 地方環境事務所は応援県を選定（図表 15） 応援県は県内の応援市町村を選定（被災経験がある市町村を優先） ※資料編「四国ブロック内の広域連携に使用する様式集」参照 <input type="checkbox"/> 被災自治体での応援活動 ※資料編「応援要請リスト、支援可能リスト」参照
	中国四国地方環境事務所	<input type="checkbox"/> 被災県の県内広域連携状況を確認の上、他県との連携を調整 <input type="checkbox"/> ブロック内支援員等の派遣要請 <input type="checkbox"/> D. Waste-netの派遣要請 <input type="checkbox"/> 必要に応じてオンライン会議システムによる助言
広域連携の継続判断	中国四国地方環境事務所 応援職員 被災県 被災市町村	<input type="checkbox"/> 災害廃棄物の発生見込みや今後の災害廃棄物処理に向けた方針等について協議 <input type="checkbox"/> 今後も多量の災害廃棄物が発生することが明らかである場合など、協議により第3段階へ移行することを判断 <input type="checkbox"/> 協議結果を中国四国地方環境事務所は各県に速やかに情報共有

《応援・受援の関係について》

四国ブロックには、災害時の危機対応に関する協定が定められており、その中でカウンターパート制（対口支援）による支援が定められている。発災時には、災害廃棄物処理についてもこの協定内容等に配慮しつつ、応援・受援の広域連携体制を構築することが望ましい。

図表 15 カウンターパート制による支援担当県の優先順位

被災県	第1順位	第2順位	第3順位
徳島県	香川県	高知県	愛媛県
香川県	徳島県	愛媛県	高知県
愛媛県	高知県	香川県	徳島県
高知県	愛媛県	徳島県	香川県

出典：危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定

図表 16 第3段階へ移行する判断基準の例

- ◆第2段階で継続的な広域連携の必要性について必要と判断された場合
- ◆第2段階で収集した情報により、災害廃棄物発生量が多量で、対応が長期化する見込みになった場合

⑤ 主な活動内容（第1段階の活動内容に追加するもの）

主体	活動内容
被災市町村	<input type="checkbox"/> 把握した被害状況・災害廃棄物発生状況等の分析 <input type="checkbox"/> 受援に係る調整、受入れ準備 <input type="checkbox"/> 住民・被災者への対応、広報 <input type="checkbox"/> 廃棄物の排出・保管状況の把握 <input type="checkbox"/> 災害廃棄物の発生量推計（概算） <input type="checkbox"/> 仮置場の確保、開設、管理運営 <input type="checkbox"/> 仮置物の処理・処分先の確保に向けた調整 <input type="checkbox"/> 仮設トイレの対応 <input type="checkbox"/> 仮置場等に関する予告広報
被災県	<input type="checkbox"/> 被害状況の調査・集約・整理・共有 <input type="checkbox"/> 市町村との連携・情報共有 <input type="checkbox"/> 市町村の被害状況・災害廃棄物発生状況等の分析結果の把握 <input type="checkbox"/> 必要な物資・人員等の不足状況の確認・整理 <input type="checkbox"/> 応援・受援に係る調整 <input type="checkbox"/> 民間団体（産業資源循環協会、産業廃棄物協会）との連携 <input type="checkbox"/> 市町村の設置する仮置場、仮設トイレ等に関する状況把握、市町村への助言 <input type="checkbox"/> 災害廃棄物の発生量推計（概算） <input type="checkbox"/> 広報・県民対応
民間団体	<input type="checkbox"/> 県内の支援対応 <input type="checkbox"/> 全国産業資源循環連合会 四国地域協議会事務局協会に状況共有 <input type="checkbox"/> 民間事業者相互の応援協定に基づき、民間事業者間の支援の必要性の有無の検討及び支援の実施
応援市町村 （派遣先での活動）	<input type="checkbox"/> 応援職員及び収集車両の被災市町村への派遣 <input type="checkbox"/> 災害廃棄物対応全般に関する助言 <input type="checkbox"/> 被災市町村内の被害状況 <input type="checkbox"/> 住民・被災者への対応、広報 <input type="checkbox"/> 把握した被害状況・災害廃棄物発生状況等の分析 <input type="checkbox"/> 廃棄物の処理対策 <input type="checkbox"/> 仮置場の管理運営 <input type="checkbox"/> 仮設トイレの設置に関する助言・現場支援 <input type="checkbox"/> 災害廃棄物の発生量推計 <input type="checkbox"/> 災害廃棄物の保管・処分にかかる事務支援・助言
応援県 （派遣先での活動）	<input type="checkbox"/> 対応方針に関する助言（被災経験応援職員や支援員の場合） <input type="checkbox"/> 被害状況の調査・集約・整理・共有（第2段階から継続） <input type="checkbox"/> 被災市町村との連携・情報共有 <input type="checkbox"/> 必要な物資・人員等の不足状況の確認・整理 <input type="checkbox"/> 応援・受援に係る調整 <input type="checkbox"/> 市町村の設置する仮置場に関する状況把握、市町村への助言

	<input type="checkbox"/> 災害廃棄物の発生量推計 <input type="checkbox"/> 広報・県民対応
中国四国地方環境事務所	<input type="checkbox"/> 第2段階であると判断したことの各県への連絡 <input type="checkbox"/> D.Waste-net の派遣要請（本省のプッシュで来る場合もあり） <input type="checkbox"/> 本省への広域応援要請

(4) 第3段階

① 基本的な考え

第3段階は、発災後おおむね1週間が経過し、多量の災害廃棄物の発生が見込まれており、継続的に四国ブロック内の広域連携が必要と判断された段階であると想定する。また、環境省本省を中心とした全国からの応援も到着する段階である。

② 想定タイムライン

概ね1か月程度まで

※あくまでも目安であり、被害の規模により柔軟に対応

③ 第3段階の基準

次のいずれか又は複数の条件を満たす場合、中国四国地方環境事務所は本行動計画における第3段階であると判断し、速やかにブロック内の県、及び各県を通じて市町村に連絡する。

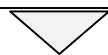
【基本的な考え方】

四国ブロック外からの各組織による支援が本格化する段階

- 第2段階で継続的な広域連携の必要性について必要と判断された場合
 - ◆ 第2段階で収集した情報により、災害廃棄物発生量が多量で、対応が長期化する見込みになった場合
- その他、中国四国地方環境事務所所長が必要と判断した場合

④ 活動の流れ

活動項目	活動主体	概要
被害状況等共有	中国四国地方 環境事務所	<input type="checkbox"/> 第3段階であることを各県に伝達 <input type="checkbox"/> 被災自治体の状況を継続して収集・整理 <input type="checkbox"/> ブロック内各県に状況（被害状況、応援職員の派遣状況等）を定期的に共有
	県	<input type="checkbox"/> 環境事務所からの情報を市町村に共有



応援の実施	応援県 応援市町村 支援員等 D. Waste-net	<input type="checkbox"/> 第2段階から継続して被災自治体に派遣（職員は交代） <input type="checkbox"/> 必要に応じて中長期の派遣（地方自治法による派遣） <input type="checkbox"/> 被災自治体での応援活動 ※資料編「応援要請リスト、支援可能リスト」参照
	中国四国地方 環境事務所	<input type="checkbox"/> ブロック内外の支援員等の派遣調整 <input type="checkbox"/> D. Waste-netの派遣調整 <input type="checkbox"/> 必要に応じてオンライン会議システムによる助言



広域連携の継続判断	中国四国地方 環境事務所 応援職員 被災県 被災市町村	<input type="checkbox"/> 災害廃棄物の発生見込みや今後の災害廃棄物処理に向けた方針等について協議 <input type="checkbox"/> 今後も多量の災害廃棄物が発生することが明らかである場合など、協議によりさらに長期的な支援の必要性を判断 <input type="checkbox"/> 協議結果を中国四国地方環境事務所は各県に速やかに情報共有
-----------	---	---

① 主な活動内容（第2段階の活動内容に追加するもの）

主体	活動内容
被災市町村	<input type="checkbox"/> 災害廃棄物の発生量推計（第2段階よりは精度は高いが、暫定値） <input type="checkbox"/> 災害廃棄物の発生状況（量及び性状等）に応じた処理・処分 <input type="checkbox"/> 災害廃棄物の保管・処分にかかる事務 <input type="checkbox"/> 災害廃棄物処理実行計画の作成 <input type="checkbox"/> 被災自動車の処理 <input type="checkbox"/> 災害廃棄物処理実行計画の策定支援 <input type="checkbox"/> 災害査定・補助金申請に関する事務 <input type="checkbox"/> 公費解体の運用方針・制度の検討 <input type="checkbox"/> 公費解体に係る費用償還事務 <input type="checkbox"/> 災害査定対応
被災県	<input type="checkbox"/> 災害廃棄物の発生量推計（第2段階よりは精度は高いが、暫定値） <input type="checkbox"/> 災害廃棄物の処理に関する事務 <input type="checkbox"/> 災害査定に向けた市町村からの問合せ対応等の支援 <input type="checkbox"/> 公費解体に関する市町村への助言 <input type="checkbox"/> （事務委託を受けた場合）二次仮置場の管理監督等の事務
民間団体	<input type="checkbox"/> 県外協会に応援要請 <input type="checkbox"/> 支援の実施
応援市町村	<input type="checkbox"/> 災害廃棄物処理実行計画の作成支援 <input type="checkbox"/> 被災自動車の処理支援 <input type="checkbox"/> 災害査定・補助金申請に関する事務支援・助言 <input type="checkbox"/> 公費解体の運用方針・制度の検討・構築、助言 <input type="checkbox"/> 公費解体に係る費用償還事務支援 <input type="checkbox"/> 災害査定対応等の支援
応援県	<input type="checkbox"/> 災害廃棄物の処理に関する事務支援 <input type="checkbox"/> 災害査定に向けた市町村からの問合せ対応等の支援 <input type="checkbox"/> 公費解体に関する市町村への助言
中国四国地方環境事務所	<input type="checkbox"/> 第3段階であると判断したことの各県への連絡 <input type="checkbox"/> 中国ブロックを含む他ブロックの支援員等の被災自治体への派遣調整 <input type="checkbox"/> さらに長期的な支援の必要性の判断

3. 広域連携による災害廃棄物の受入れ(処理支援)

(1) 広域処理に関する手順

被災地において発生した災害廃棄物を県外の市町村において処理するための広域連携の手順は下記のとおりである。

図表 17 処理の応援手順（被災県、応援県とも複数の場合も同様に想定）

手順	概要
1) 広域処理要請	<ul style="list-style-type: none"> ○被災市町村は、施設の被害状況と、自地域内で処理できない災害廃棄物の発生見込み量・種類等を整理し、県へ報告 ○被災県は、災害廃棄物処理に関して被災市町村より事務委託を受けた場合は、処理を実行する。 ○被災県は、各県内の民間団体（産業資源循環協会、産業廃棄物協会）へ災害廃棄物処理（収集、仮置場の運営等）の協力を要請 ○被災県は、県外で処理が必要な災害廃棄物の発生見込み量・種類等を整理し、中国四国地方環境事務所へ応援要請
2) 広域処理調整	<ul style="list-style-type: none"> ○中国四国地方環境事務所は、応援するブロック内の他県を選定し被災県の被害状況と要請内容を共有 ○他県は、環境事務所からの情報を県内市町村に共有し、処理受入れの可能性を市町村と協議し、受入れ可能な廃棄物と量、受入れ施設を中国四国地方環境事務所に回答 ○中国四国地方環境事務所は、他県からの情報を整理し、被災県に情報提供 ○被災県は被災市町村ごとに応援市町村を選定し、情報提供
3) 広域処理受入れ体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○被災市町村は被災県からの情報をふまえ、広域処理依頼する市町村（施設）に連絡 ○受入れ市町村（施設）は、支援する被災市町村と協議を行い、災害廃棄物の受入れの段取り（運搬方法、運搬・受入量等）の案を作成し、その案について被災市町村と協議 ○被災市町村は、受入れ市町村からの段取り案をもとにした協議をふまえ段取りを決定
4) 広域処理	<ul style="list-style-type: none"> ○受入れ市町村は、上記の段取りを踏まえ、処理施設で被災市町村の災害廃棄物を受入れ ○必要な場合、周辺住民に災害廃棄物の受入れについて事前に説明

(2) 一般廃棄物処理施設の一覧表の活用

上記の調整を行う際、ブロック協議会で調査した一般廃棄物処理施設の一覧表を活用する。同一覧表には、施設の基本情報の他、過去の災害廃棄物の受入れ経験や災害廃棄物の受入れ条件、保有車両の情報等が記載されている。

一覧表は、各県が保有しているため、災害発生時には県は被災自治体及び応援自治体にこの情報を共有する。

(3) 民間団体（産業資源循環協会、産業廃棄物協会）の協力

広域処理にあたっては、民間団体（産業資源循環協会、産業廃棄物協会）の協力が不可欠である。

民間団体でも、ブロック内の連携体制、さらには中国・四国ブロック間の連携体制を構築しており、両ブロックにまたがる広域処理を行える体制が構築されている。大まかな手順は次のとおり。

図表 18 民間団体への応援要請手順

手順	概要
1) 被災県からの協力要請	○被災県は、災害廃棄物処理にあたって、協定に基づき各県内の民間団体（産業資源循環協会、産業廃棄物協会）に協力を要請
2) 県内事業者での対応	○民間団体は、会員事業者に協力を打診 ○協力可能な範囲で災害廃棄物処理の協力
3) 県外への応援要請	○民間団体は、会員事業者だけでは対応が困難な場合、他県民間団体に直接応援要請 ※他県民間団体として中国ブロック各県の民間団体でも同様の手順で応援要請も可 ○他県民間団体に応援を要請するときは、事前に被災市町村及び県の承諾を得る ○応援民間団体が確定した場合、四国ブロック地域協議会の事務局に報告
4) 他県民間団体での対応	○応援要請を受けた民間団体は、人員、車両、資機材、処分先等を調達し、被災県民間団体と連携して被災市町村の行う災害廃棄物処理に協力

※詳細な手順は、「中国地域及び四国地域における災害廃棄物処理の相互応援に関する協定書」による

4. 四国ブロックの災害廃棄物処理に関して留意する点

四国ブロックの災害廃棄物処理に関して留意する点としては次のものがある。

留意する点
○南海トラフ地震の場合は、四国ブロック内全県が被災するため、ブロック外との連携が求められる状況が想定される。また、東日本大震災の例から、津波により被災した自治体は、地域に広範に散乱した災害廃棄物の撤去と仮置場への運搬を行い、処理は、県に事務委託されることが想定される。
○南海トラフ地震等大規模災害発生時は、四国ブロック全体・広範囲での被災を受けることになる。ブロック内での災害廃棄物処理が困難であり、中国ブロックを始めとする他ブロックへの迅速な応援要請が必要。
○津波で幹線道路が被災する地域では、外部からの応援到達が困難であり、幹線道路の復旧あるいは迂回路の整備までの期間は自立対応が求められる一方、ブロック全体として当該地域への応援に向けた対策を優先的に行うことが必要。
○県域を越えた被害が生じる豪雨災害だけでなく、被害範囲が単独の県内にとどまる場合であっても、広域連携が必要となる災害が発生する可能性がある。豪雨災害における処理形態は、被災者が仮置場まで運搬し、処理も被災自治体が行うことが基本となるが、処理業務を県に事務委託された事例もある。
○初動時の対応として、ブロック内の資源（人材・車両等）や処理施設では対応が不十分となる可能性が高く、人員・車両等両面での応援要請、広域処理が必要。
○瀬戸内海の一部の離島については、平常時からインフラが整っている中国ブロックに早急に支援を要請するケースがある。

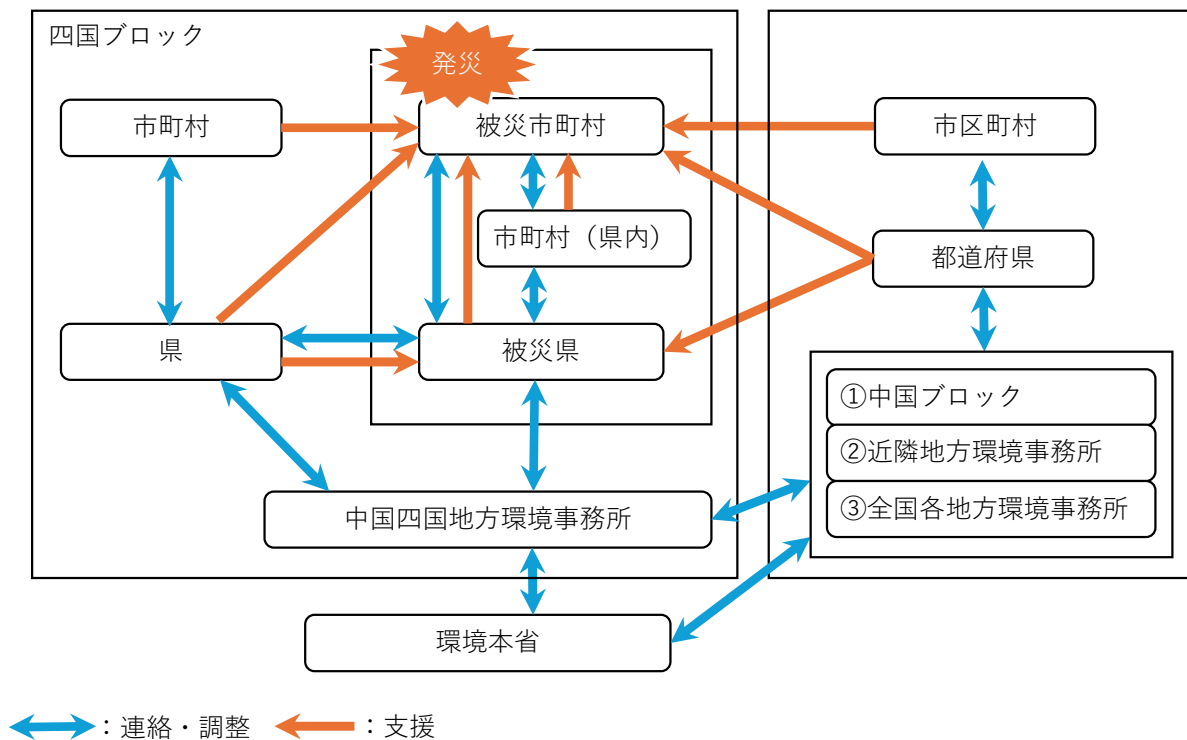
5. 地域ブロックをまたぐ連携

災害の規模が大きく、四国ブロック内の複数の県が同時に被災する等、四国ブロック内での連携のみでは迅速な災害廃棄物の処理が困難な場合には、「地域ブロックをまたぐ連携」が必要になる。

四国ブロックを管轄する中国四国地方環境事務所は、中国ブロックも管轄しており相互のブロック行動計画に関して平素より把握していること、両ブロックは災害等発生時の広域支援に関する協定を締結していること等、中国ブロックと四国ブロックにおいては、従前より相互連携に向けた情報共有が進められている。このため、四国ブロックにおいて地域ブロックをまたぐ連携が必要となった場合、まず中国ブロックとの広域連携を進める。

南海トラフ地震のような大規模災害が発生した場合は、中国ブロックとの連携に加えて、本省へブロックを越えた応援(本省よりプッシュ型の応援もあり得る)を要請する。

図表 19 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制



(1) 中国ブロックとの広域連携

① 基本協定

四国ブロック内だけでなく、中国ブロックの自治体も含めた災害発生時の広域支援に関しては、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」及び「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定実施要領」が定められている。災害発生時の中国ブロックとの災害廃棄物に関する広域連携についても、この協定に基づき、災害対策の応援全般に係る体制を構築することが望ましい。

【参考：中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定実施要領（抜粋）】

中国ブロックと四国ブロックが相互に支援をする場合のカウンターパートが、本実施要領で定められている。

（カウンターパート制により支援を行う県）

第2条 協定第1条第1項に規定するカウンターパート制により被災県に対する支援を行う県の組合せを別表1のとおり定める。

別表1

グループ	構成県
グループ1	鳥取県 徳島県
グループ2	岡山県 香川県
グループ3	広島県 愛媛県
グループ4	島根県 山口県 高知県

② 中国ブロックから支援を受ける場合の手順

a) 南海トラフ地震発生の場合

南海トラフ地震が発生した場合、四国ブロック全体が大きな被害を受けることが想定されているため、各県は中国四国地方環境事務所を通じて、迅速に中国ブロックからの支援を受けることが必要である。

基本的には、ブロック内の応援手順（資料編「四国ブロック内の広域連携に使用する様式集」）を応用した手順であるが、中国四国地方環境事務所は津波被害が発生した時点で、四国各県からの応援要請がなくとも中国ブロックの各県に応援可否の問合せ、応援要請を行い、四国ブロック全体に対してプッシュ型の応援を行う。

図表 20 南海トラフ地震発生時の中国ブロックから支援を受ける手順

	主体	手順
1	中国四国地方環境事務所	<input type="checkbox"/> 四国各県から応援要請がなくとも、中国ブロックの各県に応援可否の問合せ、応援要請（管轄内におけるプッシュ型支援の実施）
2	中国各県市町村	<input type="checkbox"/> 資料編「四国ブロック内の広域連携に使用する様式集」で示された手順を応用して四国ブロックの被災県市町村を支援 <input type="checkbox"/> 支援先自治体が決まった時点で、当該自治体に連絡し、人員及び車両の派遣について方法や日程等を協議・決定
3	四国各県市町村	<input type="checkbox"/> 応援要請していなくてもプッシュ型の応援の連絡が来る可能性に留意 <input type="checkbox"/> 支援元自治体と、人員及び車両の派遣について方法や日程等を協議・決定 <input type="checkbox"/> 受入れ準備

b) その他の地震災害及び風水害の場合

南海トラフ地震以外の地震による災害や大規模風水害の場合、四国ブロック内の応援のみでは十分でないと判明した場合は、中国四国地方環境事務所はブロック内の応援手順（資料編「四国ブロック内の広域連携に使用する様式集」）を応用して、応援要請先対象を中国ブロックに広げた手順で迅速に中国ブロックの各県に応援要請を行う。

被災した県市町村は、中国ブロック自治体からの応援の受入れ準備を行う。

③ 中国ブロックを支援する場合の手順

中国ブロックで大きな災害が発生した場合、中国ブロック内の応援のみでは十分でないと判明した場合は、中国四国地方環境事務所はブロック内の応援手順（資料編「四国ブロック内の広域連携に使用する様式集」）を応用して、応援要請先対象を四国ブロックに広げた手順で迅速に四国ブロックの各県に応援要請を行う。

被災した県市町村は、四国ブロック自治体からの応援の受入れ準備を行う。

図表 21 中国ブロックを支援する場合の手順

主体	手順
中国四国地方環境事務所	<input type="checkbox"/> 中国ブロック内だけでは災害廃棄物処理の対応が困難と判断できた場合、四国ブロックの各県に応援可否の問合せ、応援要請
四国各県	<input type="checkbox"/> 被災経験のある自治体から優先して四国ブロックへの応援を要請 <input type="checkbox"/> 応援県に対して連絡をし、人員及び車両の派遣について方法や日程等を協議・決定
四国各市町村	<input type="checkbox"/> 県から応援要請があった場合、応援要請を受諾 <input type="checkbox"/> 要請のあった応援を実施

6. ブロックを超えた広域輸送

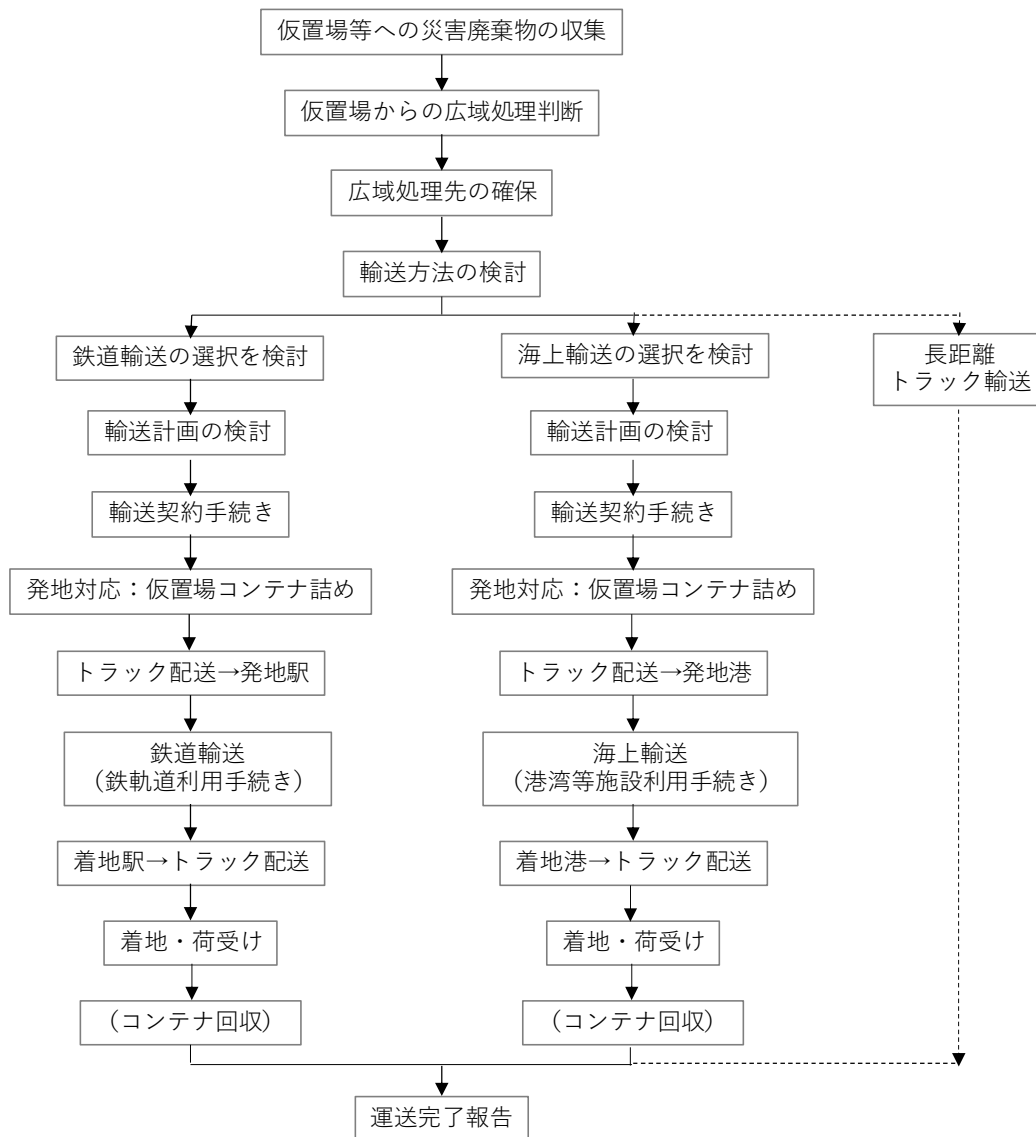
災害廃棄物処理の検討の中で、処理先の確保から県外の処理先を活用することが必要となった場合、処理先との鉄道ルートと船舶輸送の対比から輸送効率の高い方法を選択し、手順に従って輸送を行う。

(1) 広域輸送の手順・フロー

広域輸送の手順については、下記のように整理できる。

仮置場への災害廃棄物の収集段階で、自治体内での処理能力だけでは不足と判断し、広域処理が必要となり処理先の確保ができた段階で、長距離トラック輸送するよりも鉄道輸送や海上輸送が選択できる可能性がある場合、前述の鉄道・海上輸送の選択条件から条件の良い輸送手段を検討・選択する。

図表 22 広域輸送の流れ（フロー図）



(2) 広域処理先の確保

災害廃棄物の広域輸送着手の段階では、災害廃棄物の処理先の確保が重要である。

災害廃棄物を一定量処理できる能力を有している処理先は限られており、広域処理の実例を認知している環境省・D.Waste-Net等の協力を得て、処理先を確保する。なお、処理にあたっては再資源化に十分配慮する。

図表 23 処理先の確保

No	段階	実施主体	実施概要
1	災害廃棄物の収集	被災自治体	被災地から仮置場までの収集・運搬は、被災自治体の対応のもとに実施する。 (厳密には、被災自治体による回収、被災者による持ち込み、自衛隊等協力者による回収・運搬のケースもあり)
2	仮置場からの広域処理判断	被災自治体	被災自治体により、災害廃棄物の処理見通しから広域処理を判断する。 具体的には、仮置場に集まってくる保管量と、被災規模による発生量の見通しから、自らの自治体内での処理能力では、処理が難しいと判断する場合、広域処理を選択する。判断のタイミングは、仮置場の設置後、処理実行計画の策定着手時など、できるだけ早期の実施が望ましい。 水害等のケースでは、片付けごみが早期かつ大量に発生するため、混合ごみの処理先の確保について早い段階で広域処理を実施するか判断が求められる。 また、片付けごみの処理の次に、家屋解体を実施する段階で、大量に廃棄物が発生する。家屋解体の処理開始時の段階で、木くず等の広域処理の実施判断が求められる。
3	広域処理先の確保	被災自治体	応援自治体・関係団体・環境省・D.Waste-Net等の協力を仰ぎながら広域処理先を被災自治体が確保する。

7. 関連する各種制度との連携

災害廃棄物の処理に関しては、本計画に基づく広域連携以外にも様々な支援制度が存在する。環境省本省等関係機関の各種支援施策との連携に係る基本的な考え方について以下に整理した。

(1) 災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net)

環境省が事務局となり、国、地方公共団体、有識者、技術者、業界団体等の関係者の連携体制の整備を図るため、平成27年よりD. Waste-Netを運営している。

D. Waste-Netは我が国の災害廃棄物対応力を向上させるため、環境大臣が災害廃棄物対策のエキスパートとして任命した有識者、技術者、業界団体等で構成される組織であり、自治体における平時の備えと、発災後の災害廃棄物の処理を支援することとされている。

四国ブロック協議会においては、D. Waste-Netの役割・体制について協議会構成員へ周知を行うとともに、災害発生時においては、被災自治体からの要望等に基づき、速やかに協議会事務局から環境省へ協力要請を行い、円滑な廃棄物処理につなげるものとする。なお、被災自治体から環境省へ協力要請を行い、環境省本省からD. Waste-Netへ協力要請を行う手順とすることも可能である。

図表 24 D. Waste-Net に要請できること

<p>初動・応急対応 (初期対応)</p>	<p>◎研究・専門機関 被災自治体に専門家・技術者を派遣し、処理体制の構築、生活ごみ等や片付けごみの排出・分別方法の周知、片付けごみ等の初期推計量に応じた一次仮置場の確保・管理運営、悪臭・害虫対策、処理困難物対応等に関する現地支援 等</p> <p>◎一般廃棄物関係団体 被災自治体にごみ収集車等や作業員を派遣し、生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理に関する現地支援 等 (現地の状況に応じてボランティア等との連携も含む)</p>
<p>復旧・復興対応 (中長期対応)</p>	<p>◎研究・専門機関 被災状況等の情報及び災害廃棄物量の推計、災害廃棄物処理実行計画の策定、被災自治体による二次仮置場及び中間処理・最終処分先の確保に対する技術支援 等</p> <p>◎廃棄物処理関係団体、建設業関係団体、輸送関係団体等 災害廃棄物処理の管理・運営体制の構築、災害廃棄物の広域処理の実施スキームの構築、処理施設での受入れ調整 等</p>

(2) 災害廃棄物処理支援制度（人材バンク）

環境省では、災害廃棄物処理を経験した自治体職員を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、平時においては自らがスキルアップを図りながら、発災時に被災地を支援することを目的として、令和2年度より本制度の運用を行っている。

この制度では、市町村の平時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害等が発生した時に、災害廃棄物処理を経験し、知見を有する自治体の人的資源を活用して、被災自治体の災害廃棄物処理に関するマネジメントの支援を行うこととしている。本制度に基づく支援員等の派遣は、被災自治体からの要請に応じて行動するものとなっている。

四国ブロック協議会においては平時より協議会構成員に対し本制度の周知等を行うとともに、災害発生時において本制度に基づく要請があった場合は、四国ブロック内の災害廃棄物処理支援員を中心にした派遣を迅速に行う。

また、災害廃棄物処理支援員の現地派遣の際に、経験のない職員が同行し、現地での対応を通じて、初動期から災害廃棄物処理の対応力を身につけることを目的とした人材育成も実施する。

図表 25 人材バンクの支援員に要請できること

分類	支援の内容例
全般的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・体制整備、課題の整理・解決に係る助言・情報提供、事務委託支援 ・被災地の状況把握・分析 ・市民等への広報、マスコミ対応支援、ボランティア関係調整
実行計画・災害報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・発生量推計、災害廃棄物処理実行計画策定支援 ・災害報告書作成支援、災害査定対応助言 ・災害等廃棄物処理事業費補助金事務：予算確保に係る手順、関係者への説明要領、現地調査、設計、積算、仕様書作成、業者選定、見積徴収、契約事務ノウハウ提供
収集運搬	<ul style="list-style-type: none"> ・必要車種、台数、期間の把握・応援要請の支援 ・収集運搬支援団体との調整、進捗管理支援
仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場適地の確保支援、仮置場開設支援、仮置場のひっ迫予測 ・仮置場管理運営助言、業務委託支援
処理関連	<ul style="list-style-type: none"> ・他地方公共団体等との処理に関する調整 ・民間処理委託契約支援
損壊家屋	<ul style="list-style-type: none"> ・損壊家屋等の解体撤去（公費解体）関係支援

(3) 災害廃棄物の撤去等に係る防衛省との連携対応

環境省と防衛省は、近年の大規模災害時の活動を通じて蓄積されたノウハウ等を踏まえ、防災基本計画（令和2年5月）に基づき、環境省、防衛省、都道府県、市町村、ボランティア、NPO等の関係者の役割分担や、平時の取組等、発災時の対応を整理した連携対応マニュアル（「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」）を令和2年8月に公表した。

四国ブロック協議会においては、平時より協議会構成員に対し本マニュアルに関する周知を行うとともに、災害発生時においては、被災状況や災害廃棄物の発生状況等に応じ、事務局が環境省本省と協働して、防衛省との連携に当たって必要な連絡調整等を行う。

(4) 各団体からの支援状況の集約・共有

大規模災害発生時は、上記の関係機関以外にも環境省を経由して応援要請をしたり、国の機関や各団体が個別にプッシュ型支援を行ったりすることが想定される。このため、被災地での混乱を防ぎ、一元的な情報共有を担保するため、中国四国地方環境事務所は、応援要請状況や支援の到着見込み等の情報を集約し、受援自治体へ一元的にフィードバックする。

IV. 大規模災害発生時の災害廃棄物の円滑な処理に向けた平時の取組

中国四国地方環境事務所及びブロック内の県、市町村は、災害廃棄物処理対策の事前対策を平時から行う。

1. 県が取り組むこと

- 協議会等で共有された情報の市町村への共有
- 協議会構成員以外からの意見、要望等を収集し、協議会等で情報共有
- 災害廃棄物処理計画の見直し
- 市町村の災害廃棄物処理計画の見直し支援
- 県内の広域連携の確立・市町村への周知
- ブロック行動計画の市町村への周知
- 災害廃棄物対策に関する受援計画の作成
 - ・ 応援要請内容（人的・資機材）の想定
 - ・ 受入れ準備（応援職員の執務スペースや車両の駐車スペースの想定等）の整理
- （二次）仮置場候補地の選定、レイアウトの作成
- 災害廃棄物対策に関する応援計画の作成
 - ・ 応援に必要な資機材の整理
 - ・ 候補者の事前選定
 - ・ 支援可能リストの事前作成
- 県職員及び県内市町村職員に対する災害廃棄物に関する人材育成
- 災害廃棄物処理支援員等に対する研修
- 広域連携を行うために必要となる関係機関及び関係団体との連携強化（産業廃棄物協会、産業資源循環協会、社会福祉協議会、ボランティア団体等）
- 可能な範囲でオンライン会議システム等を活用した関係機関との連携・情報共有方法の確立及び災害時において迅速に活用するための環境整備
- 「事務委託・事務代替」の検討開始基準及び検討のプロセスの整理

2. 市町村が取り組むこと

- ブロック行動計画の習熟
- 災害廃棄物処理計画の見直し
- 災害廃棄物対策に関する受援計画の作成
 - ・ 応援要請内容（人的・資機材）の想定
 - ・ 受入れ準備（応援職員の執務スペースや車両の駐車スペースの想定等）の整

理

- 仮置場候補地の選定、レイアウトの作成
- 災害廃棄物処理を行うために必要となる関係機関及び関係団体との連携強化、協定締結（産業廃棄物協会、産業資源循環協会、社会福祉協議会、ボランティア団体等）
- 廃掃法改正に伴う市町村条例の見直し
- 災害廃棄物対策に関する応援計画の作成
 - ・ 応援に必要な資機材の整理
 - ・ 候補者の事前選定
 - ・ 支援可能リストの事前作成
- 役場内の災害廃棄物処理体制の構築（異動時の引継ぎ含む）
- 可能な範囲でオンライン会議システム等を活用した関係機関との連携・情報共有方法の確立及び災害時において迅速に活用するための環境整備
- 「事務委託・事務代替」の検討開始基準及び検討のプロセスの整理

3. 中国四国地方環境事務所が取り組むこと

- 四国ブロック協議会等を通じた、ブロック内の関係者とのネットワークの確保、大規模災害時の廃棄物処理における関係者の役割の明確化・具体化に係る検討（市町村、県、国の出先機関、民間団体 等）
- 四国ブロック外の関係者とのネットワークの確保（環境省(本省、他の地方環境事務所)、他府省（防衛省自衛隊、国土交通省、農林水産省等）、D.Waste-Net、有識者、民間団体 等）
- 大規模災害に係る四国ブロック内の基礎情報（廃棄物処理施設、仮設トイレ、仮置場候補地、災害時処理困難物等）の整理
- 災害時におけるし尿・浄化槽対策の広域連携の検討

4. 四国ブロック協議会が取り組むこと

- 訓練は原則毎年度行い、四国ブロックにおける災害対応能力の向上を目指す。
- 訓練内容は、本計画に基づき、災害発生時における災害廃棄物処理に関する四国ブロック連携体制の手順（応援要請、支援）の習熟と課題等の検証を目的として、過去の訓練の結果や災害廃棄物対策に関する施策の動向等を踏まえ、四国ブロック協議会（幹事会）において毎年度検討を行うものとする。なお、訓練の実施に当たっては、輪番制で協議会構成県市のうち、1県に訓練幹事県（主幹事）として、1市に訓練幹事市（副幹事）として参加いただくものとする。なお、状況に応じて、主幹事及び副幹事のいずれかのみでも訓練を実施できる

ものとする。訓練幹事県及び訓練幹事市は、訓練の企画段階から協議会事務局と訓練内容等の詳細について協議を行い、訓練の実施においては主体的に関与していただく。訓練幹事自治体が発実施する具体的な取組内容については、過去の訓練結果や当該年度の訓練内容を踏まえ、毎年度見直しを行うものとする。

- 災害廃棄物処理に対応できる人材育成のためのセミナーや研修会等を定期的に実施する。関係機関職員の異動を踏まえ3～5年サイクルで事務局においてセミナー等のテーマを決定する。セミナーや研修会等の開催に当たっては、被災経験のある自治体職員、災害廃棄物対策の専門家、支援可能な事業者等災害廃棄物処理対策に関する知見を有する者からの講演等を通じ、ブロック内の関係者への知見の蓄積を図るとともに、災害廃棄物対策に関する人的ネットワークの形成・強化を図る。
- このような訓練やセミナー等については、四国ブロック内の県及び市町村においても独自に開催し、各自治体内での災害廃棄物対策に係る手順の確認等を行うこと等により、平時から職員のスキルアップを図ることが望ましい。
- 災害廃棄物対策四国ブロック協議会の構成員（民間団体含む）が発実施している災害廃棄物対策の取組（研修・訓練等）について、協議会又は幹事会の場で共有を行い、その他の構成員が参考とし、類似の取組を実施できるようにする。共有の際には、研修・訓練等の実施場所、通算実施回数、実施方法（委託又は直営）を整理する。

V. 本計画の点検・見直し

(1) 基本的な考え方

本計画が実効性を有するためには、その内容について四国ブロック協議会構成員が平時から点検を行うことが不可欠である。

本計画は、関係者による合同訓練（図上訓練等）や最新の知見、実際の災害時における対応実績、県及び市町村における災害廃棄物処理計画、他の地域ブロック協議会における行動計画等を踏まえ、四国ブロック協議会において適宜見直されるものとする。

(2) 四国ブロックにおけるマネジメント・サイクルによる見直し

四国ブロック協議会を中心とした本計画の見直しに当たっては、PDCAのマネジメント・サイクルを回す。

マネジメント・サイクルは、本計画をもとに、訓練等で判明した課題のほか、被災地への応援実績、災害の教訓等を参考に、本計画の改善箇所を抽出し、改善していくサイクルである。それらを踏まえた本計画の見直しについては、協議会で検討を行う。

図表 26 行動計画見直しのためのマネジメント・サイクル（PDCA）

